

事業概略書

事業名	障害支援区分の認定状況に関する調査研究
事業目的	<p>障害者総合支援法（第 21 条第 1 項）に基づく障害支援区分の認定の有効期間は「3 年を基本とする」とされているが、区分 6 の場合は必要とされる支援の度合いが変化しない割合が高く、一方で認定手続きに必要な調査や医療機関受診の対応に負担が大きいため、この場合の更新の認定の有効期間については、延長または市町村審査会の判断に委ねる方法へ見直すよう、地方分権改革に関する自治体からの提案があった。</p> <p>この見直しについて検討するにあたり、障害支援区分の認定を受けてから一定期間経過後に区分が変化する割合について全国の認定状況を把握・分析する必要があることから、本調査研究を実施した。</p>
事業概要	<p>上記目的に資するため、過去の障害支援区分認定データについて、全国の市町村から抽出して収集し、障害支援区分の認定を受けてから一定期間経過後に区分が変化する割合等を把握・分析した。</p> <p>全国の市町村が入力した全障害支援区分認定データ（平成 29 年、平成 30 年、令和元年、令和 2 年、令和 3 年）の集計・分析を行った。各年データに格納されている、前回の認定情報を利用することで 2 時点間の分析を行った。さらに 3 時点間の分析を行うために、複数年のデータを接続したデータセットを作成し、分析を行った。</p>
事業実施結果及び効果	<p>全ての更新認定区分の組合せのうち最も割合が高いのは、「区分 6」の方が再び「区分 6」と認定されるケースであり、前回「区分 6」の方が再び「区分 6」と認定される割合は平成 30 年更新で約 95%、令和 3 年更新で約 97%であった。</p> <p>一方、前回「区分 6」の方が更新認定で「区分 5～区分 1」と認定されるケースは、平成 30 年更新で 2,329 人（約 5%）、令和 3 年更新で 1,643 人（約 3%）であり、一定程度発生していることが判明した。</p> <p>本事業における集計結果は、令和 4 年 3 月 10 日 社会保障審議会障害者部会（第 125 回）資料として活用された。</p>
事業主体	<p>郵便番号：101-8443</p> <p>所在地：東京都千代田区神田錦町二丁目 3 番地</p> <p>法人名：みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社</p> <p>電話番号/E-MAIL：03-5281-5404/muneaki.tanaka@mizuho-ir.co.jp</p>